

会 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人天童市シルバー人材センターの会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員の会費は、年額3,000円とする。ただし、新規入会者の会費は、入会した事業年度に限り、別表1に定める額とする。

(2) 特別会員の会費は、年額3,000円とする。

(3) 賛助会員の会費は、別表2に定める額とする。

(4) 前各号の会費については、経済的事情、病気又はその他特別な事由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会員は、前条の会費を一括して毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、入会承認後1か月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返還しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月31日 第40回通常総会で停止条件付き制定)

附 則

1 この規程は、平成27年5月29日から施行する。

2 改正後の第2条及び第3条の規定並びに別表1は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年5月29日 平成27年度定時総会で一部改正)

附 則

この規程は、平成30年5月31日から施行する。

(平成30年7月3日 理事会で第3条改正)

別表 1

入会月	会費の額
4月から9月まで	3,500円
10月から12月まで	2,500円
1月から3月まで	1,500円

別表 2

種 別	会費の額
個人会員 (年額一口)	2,000円
法人会員 (年額一口)	3,000円